

## 4パーミル・イニシアチブ農産物海外向けPR動画制作業務委託仕様書

### 1 委託業務名

4パーミル・イニシアチブ農産物海外向けPR動画制作業務委託

### 2 業務期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

### 3 業務目的

山梨県は、令和2年4月に都道府県として初めて、4パーミル・イニシアチブ（土壌中の炭素貯留により大気中の二酸化炭素濃度を低減し、地球温暖化を抑制する国際的な取り組み）に参画し、果樹王国やまなしの特徴を活かし、ブドウやモモの果樹園等で発生する剪定枝を炭にして土壌中に貯留するなどの取り組みを行っている。

令和3年5月に本県独自の認証制度を創設し、認証取得した農産物及び加工品をやまなし4パーミル・イニシアチブ農産物等（以下、「認証農産物等」という。）として、国内外の消費者への認知度向上に取り組み、ブランド力を強化、また、農家所得を向上させるため、付加価値をつけて有利に販売する必要がある。

令和5年度においては、国内の消費者（特に、環境問題に関心の高いエシカル消費層を主なターゲットとして）への認知度向上のためのプロモーションを実施し、認証農産物等のブランド力の強化・販売促進を図る。一方、海外の消費者については、今後の消費喚起のため、認知度向上を図ることが必要である。

このため、海外の消費者向け動画を制作し、YouTubeのインストリーム広告に掲載することにより、消費者への認知度向上を図る。

### 4 業務内容

受託事業者は、次に掲げる項目について山梨県と協議の上、委託業務を実施すること。

なお、本仕様書に記載のない事項については、委託業務の受託事業者として決定した際の企画提案書等の事項のうち、山梨県の指示するものについては契約書又は仕様書に追記する。

### (1) 動画のコンセプト

- ① ターゲットは、消費者や販売・流通関係者等とする。
- ② 生産者の4パーミル・イニシアチブの取り組み及び認証農産物等を消費者に紹介する実写動画を制作する。
- ③ 山梨県の実産者の特徴的な取り組みや認証農産物等について、海外の消費者に印象付ける、映像美あふれる上質な動画を制作する。

#### ※参考

<https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/contents/sustainable/4permille.html>

<https://www.youtube.com/watch?v=-ZcugMDGukQ&t=5s>

- ④ 優れた実績のある構成作家や脚本家等が台本を作成し、消費者を飽きさせない、最後まで視聴するような工夫をした動画とする。

### (2) 動画の制作

- ① 制作する動画は1本とする。
- ② 動画の長さは、県ホームページやY o u T u b e への掲載のほか、海外の小売店等の店頭での放映を想定し、効果的な長さとする。なお、山梨県としては5分程度を想定しているが、この限りではない。
- ③ 使用する映像は、原則として、委託業務において撮影したものとする。ただし、やむを得ない理由により撮影が困難である場合や、受託事業者等が所有する既存映像を利用することが効果的と認められる場合は、県の承諾を得て、既存映像を利用することも可能とする。
- ④ 受託事業者は、動画制作に必要な情報及び素材の収集、取材、撮影、編集等を行うこと。必要に応じて、著作権や肖像権等の権利者から承諾を得ること。
- ⑤ 動画は、英語音声の「字幕なし版」「英語字幕版」、中国語（繁体字）音声の「字幕なし版」「中国語（繁体字）字幕版」、中国語（簡体字）音声の「字幕なし版」「中国語（簡体字）字幕版」、日本語音声の「字幕なし版」「日本語字幕版」の4種類を制作すること。

### (3) 納品

受託事業者は、成果品として次のとおり納品すること。

- ① 完成した動画
  - (ア) 映像の規格はアスペクト比16:9とすること。
  - (イ) データは次のとおりとし、それぞれ可能な限り高画質なデータとすること。
    - i 一般的なWindows搭載パソコンで再生可能な形式
    - ii Y o u T u b e にアップロード可能な形式
    - iii ブルーレイプレーヤーで再生可能な形式
  - (ウ) 令和6年3月15日までに納品すること。

## ② Y o u T u b e 掲載用サムネイル

① (ウ) に合わせて納品すること。なお、サムネイルに文字を表示する場合には、「日本語版」「英語版」「中国語（簡体字）版」「中国語（繁体字）版」の4種類を制作すること。

## ③ 撮影素材

山梨県と協議の上、動画制作のための撮影した映像等を納品すること。

## ④ 納品メディア

i 成果品のうち① (イ) i と ii、②、③は、USB メモリ等で納品すること。

ii 成果品のうち① (イ) iii はブルーレイディスクで納品すること。

## (4) Y o u T u b e インストリーム広告の掲載

① W E B 広告実施媒体は、動画共有サイト「Y o u T u b e」(URL : <https://www.youtube.com/>) とし、Y o u T u b e のインストリーム広告に掲載すること。

② W E B 広告は、1 か月以上の期間を設け、県が指示する時期に広告を掲載すること。

③ W E B 広告の対象国・地域は、香港、台湾、シンガポールとする。

④ 広告掲載に当たってはエシカル層に効果的・効率的にアプローチ可能となるよう、アフィニティカテゴリを設定すること。

⑤ 動画広告の課金対象視聴回数 (K P I) を通算して50,000回以上とすること。また、課金対象視聴回数及び課金対象外視聴回数を県に報告すること。

⑥ W E B 広告から「おいしい未来へ やまなし」特設ホームページ (URL <https://www.pref.yamanashi.jp/oishii-mirai/>) の中に県が設置するページにアクセスできるよう広告を設定すること。また、広告を通じて県のウェブサイトアクセスする数の目標 (K P I) を設定し、県に報告すること。

## 5 業務成果の取り扱い

### (1) 業務成果の報告等

委託業務が終了したときは、業務完了報告書を、山梨県に提出すること。

### (2) 業務成果の帰属等

① 委託業務により制作された動画、撮影素材等の成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとし、山梨県はホームページやY o u T u b e、SNS等に随時使用、複製できるものとする。

② 成果物に第三者の著作物が含まれているときは、当該著作物 (当該著作物を改変したものを含む) の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、山梨県は、これを無償で、非独占的に使用できるものとし、受託事業者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

③ 受託事業者は、委託業務により受託事業者が制作した著作物に関する著作権人

格権を行使しないものとする。

## 6 留意事項

- (1) 受託事業者は、委託業務を総括する責任者を置き、山梨県と常時連絡が取れる体制とすること。
- (2) 受託事業者は、委託業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- (3) 委託業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (4) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報について、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

## 7 その他事項

- (1) 再委託について  
委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについては、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 仕様の変更について  
受託事業者は、業務目的を達成するために、より効果的な手法があるとき又は委託業務執行上やむを得ない事情が発生したときは、本仕様書の内容について県と協議することができるものとする。
- (3) 必要な資機材や撮影許可等について  
委託業務に必要な資機材等は、受託事業者が用意すること。また、取材や撮影に当たり必要な法令等の許可申請や届出は、受託事業者が行うこと。
- (4) 取材に係る費用について  
交通費や宿泊費等の取材に要する経費は、委託料に含めるものとする。
- (5) 記載外の事項について  
本仕様書に記載されていない事項については、山梨県と協議し、決定するものとする。
- (6) 紛争処理について  
受託業務の遂行に関して、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託事業者は自己の責任においてこれを解決するものとする。